

ポイ捨てやめて！

ポイ捨て・犬の
ふん害防止条例 10月1日施行



平成16年3月の定例町議会で制定された「明和町ポイ捨ておよび犬のふん害の防止に関する条例」が10月1日から施行されます。この条例は、町の環境基本条例の規定に基づき、町や町民・事業者の皆さんなどが協力してポイ捨てや犬のふん害をなくすことを目的に制定されたものです。みんなで協力して清潔で美しいまちをつくりましょう。



条例制定の理由

町では、ごみの散乱防止をはじめ諸施策を実施してきましたが、ごみのポイ捨て、犬のふんの放置等に関する苦情が絶えず、公共の場所を利用する人々のモラルの低下やルール無視、マナーの欠如などから現在の施策では不十分であると判断しました。そのため、町・町民等・事業者などが協力して、ポイ捨てによる

ごみの散乱や犬のふん害をなくして、清潔で美しいまちづくりの推進を図り、快適な生活環境を保全するために罰則規定を設けた条例を制定しました。

ポイ捨て・ふん害の対象物

空き缶、空き瓶、ペットボトル、食べ物等が入っていた容器、たばこの吸殻、チューインガム、包装紙等の紙くず、犬のふんなどです。



条例施行を知らせる
立て看板